

令和3年1月5日

保護者のみなさまへ

都立足立東高等学校長
平 田 誠 一

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年9月14日付2教総総第1242号「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」の改訂について（通知）」により、徹底した感染症対策と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいるところです。

昨日、東京都は、既に感染状況が、これまでとは全く異なるステージに入ったことから、神奈川県、埼玉県、千葉県と共同し、「一都三県 緊急事態行動」として、徹底して人流を抑制していくため、都民や事業者に対して、20時以降の不要不急の外出や営業時間の短縮要請、時差出勤等に係る要請を行いました。また、学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続することとしました。

各都立学校においては、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策を一層徹底し、生徒一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導して参ります。つきましては、保護者の皆様にも下記のとおり、ご家庭においても同様に感染症対策徹底のご協力をお願いします。

記

1 学習活動について

- 1月31日まで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

2 部活動について

- 1月31日まで、全ての部活動は中止する。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施についても中止する。

3 学校行事について

- 1月31日まで、生徒が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は中止する。

4 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

- 生徒が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
 - 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- 5 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底
- 放課後は速やかに帰宅する。
 - 生徒のみの会食やカラオケはしない。
 - 不要なアルバイトは控える。
- 6 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
 - 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
 - 十分な換気
 - 手が触れる場所などの消毒
 - タオルなどを共用しない。
 - 20時以降の不要不急の外出は避ける。
 - 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、1月9日からの三連休もステイホームする。
 - 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
 - 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
 - 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

（担当）

副校長 高山庸子

福島泰直

03（3620）5991